

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-3
許認可等の種類	特定動物の飼養又は保管の許可			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項			
許認可等の概要	動物の愛護及び管理に関する法律施行令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、特定動物の種類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律第27条 (許可の基準) 第27条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その申請に係る前条第2項第5号から第7号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第29条の規定のより許可を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者 ハ 法人であって、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 都道府県知事は、前条第1項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可の条件を付することができる。</p>			

○動物愛護及び管理に関する法律施行規則
(許可の基準)
第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。
三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。
イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
ロ 殺処分(イを行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。)

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令
○平成18年5月31日付け食生第213号「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理の当面の運用について」

基準の制定根拠	—
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日
期間の制定根拠	—